

三宅村合葬墓のご案内

1. 三宅村合葬墓について

近年、高齢化や核家族化など、様々な事情でお墓の承継、焼骨の管理が困難な方が増えてきている状況にあります。

三宅村では、お墓で困っている方への選択肢のひとつとして宗教・宗派や血縁などにとらわれず、複数の焼骨埋蔵を目的として合葬墓を設置しました。

合葬墓への埋蔵をお考えの方へ

三宅村の合葬墓への埋蔵は、骨壺保管ではなく粉骨（粉碎し2ミリ以下のパウダー状にしたもの）の埋蔵となります。

先に埋蔵された粉骨と混ざり合いますので、埋蔵すると二度と取り出すことができません。ご利用にあたっては、ご親族の方々とよく相談し、ご理解を得たうえで申し込みをしてください。

2. 使用者の資格（利用申請ができる人）

合葬墓を使用できる方（使用者）は、下記のいずれかに該当する者となります。

- ①三宅村に住所又は本籍を有する者であって、親族の焼骨及び改葬焼骨を埋蔵しようとする者。
 - ②三宅村に住所又は本籍を有していない者であって、三宅村に住所又は本籍を有していた者の焼骨及び改葬焼骨を埋蔵しようとする者。
 - ③三宅村内の墓地に埋蔵されている焼骨及び改葬焼骨を合葬墓に改葬しようとする者。
- ※①及び②については、三宅村が管理する墓地（神着・島下・阿古墓地）の使用許可を受けている者は対象となりません。
- ※③については、三宅村が管理する墓地の使用許可を受けている墓地を返還する方が対象となります。

3. 使用料について（1回あたり）

焼骨（1体） 50,000円

焼骨（2体以上） 100,000円

手数料（1件につき） 500円

※焼骨が2体以上につきましては、一律で100,000円となります。

納めていただいた使用料は、原則お返しすることはできません。

4. 使用申請手続きについて

合葬墓の使用を希望される方は、次の書類を添えて申請してください。

(1) 申請書（合葬墓を使用する旨の申請書）

(2) 添付書類

- ・火葬許可証又は改葬許可申請書の写し（埋蔵前までに、改葬許可証を提出）
- ・申請者と埋蔵者の関係を確認できる書類（戸籍謄本または親族に関する調書）

下記書類については、該当する項目の書類を添付してください。

- ・申請者が三宅村に住所又は、本籍がある者
→申請者の住所又は本籍が確認できる書類（住民票または戸籍謄本）
- ・申請者が三宅村に住所又は、本籍がない者
→埋蔵者が三宅村に住所又は本籍を有していたことが確認できる書類
- ・三宅村が管理する墓地（神着・島下・阿古墓地）の使用許可を受けている者
→三宅村墓地返還届（使用許可を受けている墓地を返還する必要があるため）

5. 申請から埋蔵までの流れ

※併せてPDF『合葬墓申請の流れ』を確認ください。

- ①合葬墓使用許可申請書と関係書類を添えて、三宅村地域整備課環境整備係へ提出します。
- ②埋蔵されている遺骨を別のお墓に移動する場合、改葬の許可が必要となりますので、その場合は、本申請書と併せて『改葬許可申請書』にご記入いただくこととなります。
※記入後、コピーを取らせていただきます。
- ③三宅村が管理する墓地の使用許可を受けている方は、『三宅村墓地返還届』を併せて提出する必要があります。
- ④申請書を受領後、庁内決済を経て合葬墓使用許可証を交付しますので、使用料及び手数料を併せて、埋蔵までに納付してください。
※使用料及び手数料の納付が確認できない場合は、合葬墓への埋蔵はできません。
- ⑤改葬の許可が必要な方は、②でご記入いただいた『改葬許可申請書』を三宅村村民課住民年金係へ提出し、改葬許可証を受領した後、三宅村地域整備課環境整備係へ改葬許可証を提出してください。
- ⑥埋蔵までに焼骨について、粉骨（粉碎し2ミリ以下のパウダー状にしたもの）にしてもらう必要があります。業者に依頼するなどの手続きを行ってください。
- ⑦埋蔵を行う委託業者（村から委託を受けた業者）と埋蔵日時について打ち合わせを行ってください。
- ⑧委託業者が打ち合わせをした日時に埋蔵いたします。
※『合葬墓使用許可証』、『使用料及び手数料の領収書』を委託業者が確認させていただきますので必ずご持参ください。

6. その他

使用申請から埋蔵まで、申請書類の確認など、多少の日数をいただくこととなりますので、あらかじめご承知ください。

- ・埋蔵後に焼骨の返還及び改葬はできません。
- ・村では宗教的儀式を実施いたしません。
- ・様々な宗派の方々がご利用されますので、宗教的儀式を行う場合には、周囲にご配慮のうえ行ってください。
- ・使用許可を受けた埋蔵者以外の焼骨、副葬品などは埋蔵できません。
- ・お参りの際のお花や、お供え物は必ず持ち帰ってください。
- ・お線香は必ず火の始末をしてください。
- ・猫・犬などのペット等は埋蔵できません。
- ・詳細につきましては、『三宅村合葬墓設置条例』及び、『三宅村合葬墓設置条例施行規則』、『三宅村合葬墓の使用についての注意事項』を参照してください。

7. 連絡先について

- ・三宅村合葬墓・三宅村墓地の問合せについて

三宅村役場 地域整備課 環境整備係 TEL 04994-5-0938

- ・住民票及び戸籍謄本、改葬許可申請について

三宅村役場 村民課 住民年金係 TEL 04994-5-0904